

その他の規制の見直しについて

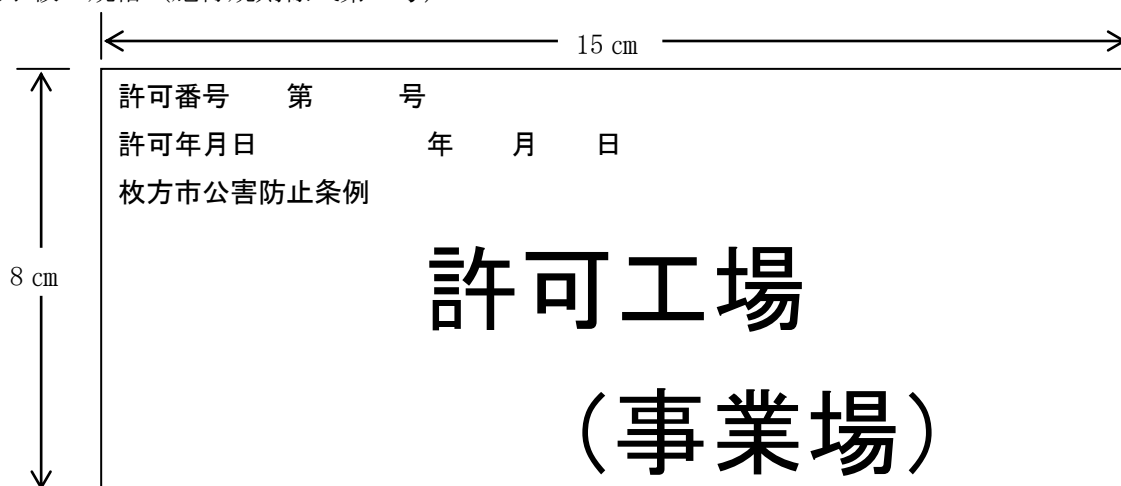
1. 「許可工場等表示板」の掲出義務

(1) 現行制度

許可を受けた工場等に対し、許可番号、許可年月日や許可工場であることを記した「許可工場等表示板」の掲出を義務付けています。



○ 表示板の規格（施行規則様式第 4 号）



(2) 規制の趣旨

当時の産業活動と公害の状況から、公害の発生源と目されていた工場や一定の作業等を行う事業場について、その存在を市民に知らしめ、事業者に許可工場（事業場）であるとの自覚を促すと共に、条例及び公害関係法令等の基準に適合し許可を受けた「工場等」であることを示し、公害防止対策が確実に行われていることを表示させたものです。

(3) 現在の状況

表示板を掲出させることは、当時の公害を取り巻く状況のなかで、事業者に対して公害対策を推進させ、公害発生を抑止する効果があったものの、公害問題が多様化し、公害関係法令等の整備による規制の強化及び事業者による自主的な取り組みが進展したなかで、義務付けにより得られる効果やその必要性が見出しにくくなっています。

(4) 見直しの方向性と根拠

【廃止】

条例施行当時は、許可制を導入した市の独自条例による、「許可工場（事業場）」であることを表示させることは一定の意義があったものの、現状においては義務付けの効果や必要性が失われていることから、廃止します。

2. 多量排水事業者の水質測定義務

(1) 現行制度

「工場等」のうち 1 日当たり通常 500 m³以上の汚水を公共用水域に排出するものに対し、排水水について、水質等の測定と 1 か月ごとの報告、3 年間の記録保管を義務付けています。

(2) 対象事業所 7 事業所（いずれも、水質汚濁防止法の対象となっている。）

<参考：水質汚濁防止法における規制>

排水水の汚染状態の測定等が義務付けられており、市は、測定結果の提出を求めることができます。

排水水の汚染状態の測定等（水質汚濁防止法第 14 条）

測定対象	測定項目	測定頻度
全ての特定事業場	排水基準に定められた事項のうち別紙により届け出た項目	年 1 回以上
日平均排水量 400 m ³ 以上の特定事業場	汚濁負荷量（COD、P、N）	1 日に 1 回以上
日平均排水量 200 m ³ 以上 400 m ³ 未満の特定事業場		7 日に 1 回以上
日平均排水量 100 m ³ 以上 200 m ³ 未満の特定事業場		14 日に 1 回以上
日平均排水量 50 m ³ 以上 100 m ³ 未満の特定事業場		30 日に 1 回以上

(3) 見直しの方向性と根拠

【廃止】

対象となる程度の排水水を排出する工場・事業場はすべて水質汚濁防止法又は府条例（水質）の規制を受け、排水水の水質基準遵守のほか、同法・条例による水質測定・記録義務を課されています。このため、本市の独自制度としての必要性は失われているため、廃止します。

3. 多量排水事業者の「排出口表示板」の掲出義務

(1) 現行制度

「工場等」のうち 1 日当たり通常 200 m³以上の汚水を公共用水域に排出するものに対し、その名称等を記載した表示板を排水口付近に掲出することを義務付けています。

<排水口表示板の掲出場所例>



(2) 対象事業所 8 事業所

(3) 規制の趣旨

本制度は、昭和 57 年の条例改正で新たに義務付けしたものです。当時は、河川等の公共用水域の水質汚濁が問題になり、その主な原因として産業排水に対する規制が強化されていました。そのなかで、枚方市公害防止条例対象の工場等のうち、一定量以上の排水（汚水）を河川等の公共用水域に排出する事業者に対し、そのことを記した表示板を掲出させることによって、河川等を汚染させるおそれのある排水を排出しているということを認識させ、適正な水質管理の徹底を図るとともに、市民による監視に供させようとしたものです。

(4) 現在の状況

一般に排水口は工場・事業場に接する河川等への開口部として設けられるか、または直接に管路に排水が行われることから、事業所内からは目視により監視することが可能ですが、外部から市民が目にすることは困難であり、掲出の意味は失われています。

(5) 見直しの方向性と根拠

【廃止】

条例施行当時は、排水口を表示させることは一定の意義があったものの、現状においては義務付けの意味や必要性が失われていることから、廃止します。

4. 「事故の報告に関する手続き」及び「事前協議の手続き」

項目	現行条例	改正 条例（案）	説明
「事故の報告」に関する手続き	「工場等」に対し、事故発生時の速やかな措置と共に、事故に関する報告を書面で市長を行うことを義務付け	【見直し】	<p>(1) 重複規定の整理 市条例対象の事業所が、同時に水質汚濁防止法又は府条例（水質）の該当規定の適用を受ける場合、市長への書面による報告の義務を重複して課せられ、両者の書類を提出しなければならないこととなることから、重複する場合の除外規定を設けます。 なお、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法では、通報義務は定めているものの書面による報告までは求めていないため、電話等による報告に合わせて、市条例に基づき書面による報告を義務付けます。</p> <p>(2) 対象の拡大 事故発生時の速やかな措置は、市条例の対象事業所や事故時の措置に関する規定を設けている法例等の対象事業所に限らず、必要であることから、その対象を「工場又は事業場」に拡大します。</p> <p>(3) 措置命令規制の新設 事故時の措置を規定している法令等では、その確実な措置の履行を担保するために「応急の措置」を講じていないと認めるときに措置を講じることを命令できる旨を規定していますが、市条例には規定がないことから、同様の規定を設けます。</p> <p>(4) 事故再発防止計画書の提出 現行規定では、再発防止計画書は必ず提出しなければならない制度となっていますが、事故の状況や講じる措置により、市長が必要と認める場合とします。</p>
事前協議の手続き	設置許可申請前の事前協議手続き	【見直し】	<p>土地・建物の入手の機会を捉えた事前協議は、開発法令に基づく「事前協議」手続きにおいて必要な指導等の機会を設けることができることから、事業者に対して一律に義務付ける必要まではないもの考えられます。 ただし、市条例に基づく事業所の設置手続きに先立つ事前協議制度そのものは、事業所の事業内容等により公害発生のおそれが認められる場合など、市長が必要と認める場合に事業者事前協議書の提出と市との協議を求めることは、公害の未然防止に有効であり、制度として継続することが適切です。</p>